

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次	ページ
規則	
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例施行規則の一部を改正する規則(九一・人事課)……………1	
○工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例施 行規則の一部を改正する規則(九二・税務課)……………1	
○秋田県産業振興プラザ条例施行規則の一部を改正する規則 (九三・商工業振興課)……………2	

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年六月三十日 秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第九十一号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年秋田県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。

(就業の場所から勤務場所への移動等)

第二条の四 条例第二条の二第一項第二号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。

- 一 一の勤務場所から他の勤務場所への移動
- 二 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動

(一) 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三号第一項の適用事業に係る就業の場所

(二) 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)

号 第一条第一項に規定する職員の勤務場所
(一)及び(二)に掲げる就業の場所に類する就業の場所
2 条例第二条の二第一項第二号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反して就業している場合とする。
一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十八条第一項
二 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定
3 条例第二条の二第一項第三号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第一項に規定する職員との均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。

第十六条中「(昭和四十二年法律第二百一十一号)」を削る。
第十七条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、第二十一号を削る。
附則第五項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。
附則第六項第一号及び第二号中「等級に該当」を「障害等級に該当」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(次項において「改正後の規則」という。)第二条の四の規定は、平成十八年四月一日(同項において「適用日」という。)から適用する。(経過措置)

3 改正後の規則第二条の四の規定は、適用日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、適用日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年六月三十日 秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第九十二号

工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例施行規則(昭和五十九年秋田県規則第十九号)の一部を次のように改正

する。
題名中「工業等導入地区等」を「工業等導入地区」に改める。
第一条中「工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例」を「工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例」に改める。
第二条の見出し中「及び第三条第一項各号」を削り、同条第一項中「よつて」を「よつて」に改め、同項第一号中「あつて」を「あつて」に改め、同条第二項中「よつて」を「よつて」に改め、同条第四項を削る。
第三条の見出し中「及び第三条第二項」を削り、同条第二項を削る。
第四条の見出し中「第五条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条中「第五条第一項」を「第三条第一項」に改め、「の各号」を削り、同条第二号及び第四号中「又は当該工業生産設備」を削り、同条第五号中「あつて」を「あつて」に改める。
第五条の見出し中「第五条第二項」を「第三条第二項」に改め、同条中「第五条第二項」を「第三条第二項」に改め、「の各号」を削り、同条第一号及び第二号中「又は当該工業生産設備」を削り、同条第四号中「あつて」を「あつて」に改める。
第六条中「第五条第四項」を「第三条第四項」に改め、「又は第三条第二項」を削り、「第五条第三項」を「第三条第三項」に改め、「の各号」を削り、同条第一号及び第三号中「あつて」を「あつて」に改め、同条第四号中「あつて」を「あつて」に改め、「又は当該工業生産設備」を削る。
様式第一号中「あつて」を「あつて」に改め、同様式の付表中「又は工業生産設備」及び「又は当該工業生産設備」を削り、「あつて」を「あつて」に改める。
様式第二号中「工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例」を「工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例」に改め、同様式の付表中「又は工業生産設備」を削り、「行つた」を「行つた」に改め、「あつて」を「あつて」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。(経過措置)

2 この規則による改正前の工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例施行規則(次項において「改正前の規則」という。)第四条から第六条までの規定は、秋田県工業化等促進条例及び工業等導入地区等における県税の課税免除に関する

条例の一部を改正する条例（平成十八年秋田県条例第六十三号）第二条の規定による改正前の工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第三号）第五条の規定による事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除に係る申告については、なおその効力を有する。

3 改正前の規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

秋田県産業振興ブラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第九十三号

秋田県産業振興ブラザ条例施行規則の一部を改正する規則
秋田県産業振興ブラザ条例施行規則（平成十二年秋田県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「創業支援室」の下に「及び創業準備支援室（以下「創業支援室等」という。）」を加える。

第三条第一項及び第二項中「創業支援室」を「創業支援室等」に改める。

第四条第二項中「創業支援室」を「創業支援室等」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 条例第二条第四項の規定による使用の許可の期間の更新は、創業支援室にあつては三年を超えない範囲内に限り、一年を超えない期間で、創業準備支援室にあつては一回に限り、六月を超えない期間で行うことができる。

第四条第四項を削る。

第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項中「創業支援室」を「創業支援室等」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十八年九月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 秋田県産業振興ブラザ条例の一部を改正する条例（平成十八年秋田県条例第六十四号）附則第二項の規定による利用料金の承認の申請は、秋田県産業振興ブラザ条例施行規則第九条の規定の例により行うものとする。

発 行 者

秋 田 県

印 刷 所

購 読 料 金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@natsubara-ansu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

